

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru 札幌司法書士会広報誌



特集

新制度施行から15年
成年後見制度の

今とこれから

コロポくん

10th
Memorial Issue

新シリーズ

働く司法書士の

平凡(?)な一日

〜桐原事務所物語〜





新シリーズ

働く司法書士の平凡(?)な一日

桐原事務所物語

登場人物紹介



桐原司法書士事務所

桐原 法子

司の妹。ちよっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



桐原 司

法子の双子の兄。司法書士。

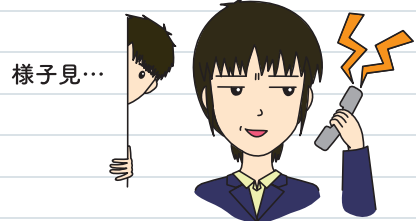


AM9:00 at 桐原事務所

おはようございます。桐原事務所、本日も元気に営業開始いたしました!…おや?法子さん、朝からお電話のようですね?

かステキな金利ですよー…いやいや褒めてませんよ、皮肉ですって。要するに、あなた方ヤミ金さんでしょ、びた一文お支払いしませんから。は?私はテメーじゃないですよ、人の名前くらいちゃんと覚えてくださいって、きり…あ、切れた。」

法子:「もしもし〜、“アクトク”ファイナンスさんですか?…え、“トクトク”?あらら、ごめんなさい、つい本音が…。私、司法書士の桐原法子と申します。御社から3万円お借りしている佐々木ウメ子さんからご依頼いただきましてね、債務整理の受任通知を送りますので、送り先を教えてくださいませんか?—はい?言う必要ない、って、どういう意味ですかね。そもそも御社様、貸金業登録はいかがなされたのでしょうか、目を皿のようにして探しても見当たりませんか?ど?なにやら貸付金利もおかしくないですか?そもそもね、借りた3万円が1週間後には5万円になるなんて。私、わざわざ計算したんですけど、年利にしたら3000%超えでしょ?なかな



様子見…

司:「おーい、法子ちゃん、朝っぱらからヤミ金と電話?またピザが大量に届いたらどうするのさ、ピザ屋さんがかわいそうでしょ。」

法子:「あ、司にい、おはよう。それって、今の“アクトクさん”が嫌がらせにうちの事務所の名前を騙ってピザを大量に注文をするかも、ってこ

と?…大丈夫でしょ?だって、この辺のピザ屋 鈴木さん:「司法書士の仕事ってよくわからないけど、代さん、おそば屋さん、お寿司屋さんはみんなす金の支払いの確認とかもするんですね」
でにヤミ金からの嫌がらせ注文を経験済みだ
もの。いつも本当に注文したか、確認の電話
が来ているじゃない?」

司:「まあ、そうだけだよ。“一応”女の子なんだから、あんまりヤミ金をからかって、恨みを買うようなことをしないでよ?じゃ、出かけてくるから。」

法子:「はあい、行ってらっしゃーい。…さて、と。アクトクさんが指定した預金口座の凍結依頼もしておきますか。警察にも通報しておこう、っと。」



AM10:00 at 大洋銀行 夢見が丘支店

司くんの外出先は、銀行でしたか。不動産の売買代金決済の立会いですね。買主さんから売主さんへの売買代金の支払いの確認と、売主さんから買主さんへの名義変更の登記に必要な書類を確認しています。

佐藤さん:「けっこう、責任の重いお仕事ですね。」

司:「普段どんなにおちゃらけていても、この時ばかりは細心の注意を払って業務を行っております!」

不動産仲介業者有働

鈴木さん・佐藤さん:「桐原先生、おはようございます。こちらが売主の鈴木一郎さん、買主の佐藤花子さんです。」

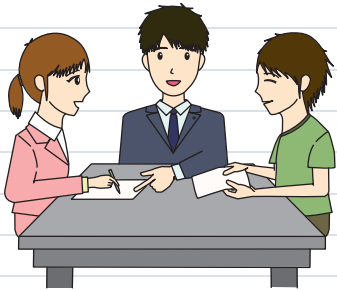
鈴木さん・佐藤さん:「(この人、普段はどんな人なんだろう…)」

司:「おはようございます、司法書士の桐原と申します。本日は、鈴木一郎様名義の札幌市北区夢見が丘1条2丁目345番6の土地について、買主 佐藤花子様からの売買代金のお支払いを確認し、その後、登記名義を鈴木様から佐藤様に変更する手続きを担当いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

司:「それでは、早速ですが、登記名義の変更に必要な書類を確認いたしますね。鈴木様は権利証—登記済証(もしくは登記識別情報通知)と書かれている書類—and 印鑑証明書、佐藤様は住民票をお持ちでしょうか。また、恐れ入りますが、鈴木様、佐藤様のご本人確認ができる書類—運転免許証など—のコピーを取らせていただいてもよろしいですか?…ありがとうございます、お持ちいただいた書類に不備はございません。それでは私が作成した書類のご説明を

鈴木さん・佐藤さん:「よろしくお願いします」

いたしますので、内容に問題がなければご署名
と実印でのご捺印をお願いいたします…」



**PM1:15 at 札幌簡易裁判所
202号法廷**

お昼休みを挟んで、法子さんが向かったのは、簡
易裁判所。訴訟の目的となる価格が140万円以
下の民事事件は、弁護士さんだけでなく、簡易裁
判所の訴訟代理関係業務の認定を受けた司法
書士も代理人として出廷できるのでしたね。
今回は、アパートの家賃滞納で立退きを迫られ
た賃借人の代理人としての出廷です。

裁判所

書記官：「平成27年(ハ)第1111号、原告株式会社サク
セス住宅、被告田中一夫さん、お入りください。」

裁判官：「それでは始めます。原告の代理人は、斉藤弁
護士、被告の代理人は桐原司法書士ですね。
…原告は訴状を陳述—**訴状の内容のとおり主
張**—されますか？」

斉藤：「はい、陳述します。」

裁判官：「被告からは平成27年8月1日付け答弁書が
提出されています。本件は、原告所有のアパー
トの賃料6か月分、24万円を被告が滞納し、
原告から貸室の明け渡しと滞納家賃の支払い
の請求がされているわけですが、現状、被告は

まだこの貸室に居住しているのですか？」

法子：「被告は半年ほど前に体調を崩して仕事ができ
なくなり、現在収入がありません。私が相談を受け
た時には貯蓄も残りわずかでしたので、生活保
護の申請を行ったところ。保護開始の決定
が出ましたら、速やかに貸室を明け渡しますの
で、ご猶予をいただきたく、お願い申し上げます。
そのような状況ですので、滞納家賃はお支払でき
ません、ごめんなちゃい!(しまった、噛んだ…)」

裁判官：「…。被告の状況は良くわかりました、原告、い
かがですか？」

斉藤：「えー…貸室の明け渡し時期の目途は立って
いますか？」

法子：「はい、来月中には明け渡しを完了します。」

斉藤：「わかりました。とりあえず判決だけはいただき
ますが、来月中旬に明け渡しを完了しましたら、
強制執行はいたしませんので。」

法子：「承知しました、速やかに明け渡しを行います。」



PM3:00 at 桐原事務所

司くん、ほら、おやつは置いておいて。相談電話
が鳴っていますよ!

司：「はい、桐原事務所でございます。…中山様、お
電話ありがとうございます。相続のご相談です
ね。お亡くなりになった方は、中山様のお父様
ですね。お亡くなりになった日付を教えていた
だいてよろしいですか?…そうですか、先月でし

たか、お悔み申し上げます。少しお伺いするこ
とがございますが、このままお電話で伺っても
よろしいですか?…ありがとうございます、で
は、お父様は遺言を作成しておられましたか?
…無いということですね。お母様はお元
気でいらっしゃいますか?…はい、では、ごき
ょうだいいらっしゃいますか?…姉と弟、3人
きょうだいということですね、わかりました。…
相続手続きの大まかな流れといたしまして
は、お父様が生まれてからお亡くなりになるま
での戸籍を遡って取得し、相続人を確定し
て、相続人全員で遺産分割協議を行い、相
続人のうちの誰が、お父様のどの財産を相続
するかを決めて、その内容を記載した遺産分
割協議書を作成します。その内容に従って、お
父様の財産の名義を相続人の皆様に変更し
たり、預貯金を払い戻したりしていくことにな
ります。お手元に、お父様の戸籍謄本や除籍
謄本などがありますか?無いようでしたら、当
事務所でも取得は可能です。それから、相続
人の皆様の現在の戸籍抄本または戸籍謄本
と、印鑑証明書が必要ですね。印鑑証明書
は、印鑑登録証がなければ取得できませんか
ら、相続人の皆様に取得していただくことにな
ります。その際に各人の戸籍も取得してい
ただければと思います。また、不動産を相続され
る方は、登記簿に住所とお名前が掲載されま
すので、住民票の取得もお願いします。それ
と、登記簿に掲載されているお父様のご住所
が、お亡くなりになられた時のご住所と一致し
ていれば良いのですが、一致していない場合
は、登記簿上の住所からお亡くなりになった
時点での住所になるまでの変更の経緯が分
かる書類が必要ですので、お父様の除票—
除かれた住民票—を、住所の変更や本籍な
どの省略が無い形で取得していただき、除票

に登記簿上の住所が掲載されていない場合
は、戸籍の附票を取得してください。…と言っ
ても、たくさんありすぎて分からない、ですよ
ねー、一度事務所にいらしていただくことはで
きますか?こちらで改めてご説明して、必要書
類をまとめた書面を差し上げますー。」

法子：「(…司にい、話長すぎ!)」



PM4:00 at 桐原事務所

法子さん、今度は後見制度を利用して財産管
理の支援を受けている、被保佐人さんのご自
宅を訪問するようです。

法子：「司にい、ちょっと金子さんのところに行っ
てくるわ。」

司：「おう。金子さんって、法子が保佐人になっ
て支援している方かい？」

法子：「うん。なんか、電話の調子が良くないって
言っていたから。ちょうどご本人の年金も入っ
たし、生活費をお渡ししてくるついでに、見て
こようと思って。」

司：「そっか。何ともなければいいね、何かあった時
に電話がかからなかったりしたら大変だ。」

法子：「うん、調子悪いようだったら、すぐメーカーさ
んに連絡するわ。」

「ほっ」と相談室 vol.10

～相談内容～ 家と土地の名義を子供に変えたい



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士

花井亜有菜

司：「そうだね。じゃ、行ってらっしゃーい。…そういえば、そろそろ俺、坂本さんの保佐事務の報告書を家庭裁判所に提出する時期じゃなかったっけ？財産目録をまとめなきゃ！」

金子さん：「もしもし～、聞こえますか？」

法子：「あら？音がずいぶん小さい。ちょっと音量上げてみよう。金子さん、もう一回、“もしもし”って言ってもらっていいですか？」



PM4:30 at 金子さん宅

法子：「金子さん、こんにちは。体調はいかがですか？」

金子さん：「もしもし…近くでこうしていると、なんだか、糸電話で話しているみたいね。」

法子：「金子さん、今度はちゃんと聞こえましたよ。たぶんこれで大丈夫。また調子悪いようだったら、直してもらいましょうね。」

金子さん：「元気ですよ、家まで来てもらって、ありがとう。せっかくだから、お茶でもいかが？…あら、このポット、どうやって使うんだったかしら？」



PM6:00 at 桐原事務所

法子：「これは多分、お水を入れてここに置くと、1分くらいでお湯が沸くやつですよ。一緒にやってみましょうか。」

…おや？司くん、それは何の課外活動??

法子：「…司に、大丈夫？手伝う？」

金子さん：「本当、すぐお湯が沸くのね、便利だわ～。さあ、お茶を入れましょう。」

司：「だ、大丈夫。『コロポックル』の原稿の締め切りが～(汗)」

法子：「金子さん、これ、今月の生活費です。」

金子さん：「いつも届けてくれて、ありがとうね。」

法子：「いえいえ、それより、最近いかがですか？お困りのことは無いですか？」

金子さん：「ええ、電話の調子が悪いこと以外は…」

法子：「そうでしたね、ちょっと鳴らしてみてもいいですか？…金子さん、この携帯電話を持ってもらっていいですか？私、金子さんの電話の受話器を取りますから。」

…こうして、司法書士桐原事務所の1日は終わりを迎えるのでした。

司：「まだ終わってないからー!!」

《おしまい》

記事・イラスト：小原有津子



家と土地を子供に相続させたいと思っているのですが、今から名義を変更することはできるのでしょうか。



亡くなってからということであれば、遺言を残すことでご自身の意思を実現させることが可能です。遺言でしたら何度でも書き直すことができますので、後で気が変わっても問題ありませんよ。法律で色々遺言のやり方が決められているので注意が必要なことと、また、お子さんに伝えずに遺言を残すこともできますが、伝えておいた方が亡くなった後の手続きもスムーズかと思います。



相続は人が亡くなったときに発生するので、亡くなる前に「相続」によって名義を変更することはできないんです。生きているうちに家や土地をお子さんに無償で譲って名義を変える場合は、相続ではなく「贈与」ということになります。



相続と贈与は別物なんですね。では、私は贈与の手続きをとればいいのかということでしょうか。



そういえば、税金にも違いがあるんですね。



今のうちに名義を変えたいということでしたら贈与になりますね。贈与の場合、相続と違って、自ら名義の変更を確認して安心できるというメリットがあります。ただし、贈与はお互いの合意が必要なので、一方的に親御さんからあげるといっただけではできません。また、一度贈与してしまうと簡単にやり直すことができない点にも注意が必要です。やり直すにもお子さんの協力が必要ですし、お子さんが他の方に売ったり、担保をつけたりした場合は、お子さん以外の関係者も出てきてしまいます。



そうですね。亡くなった後に譲る場合は相続税を考えなければなりませんし、生きていうちに譲る場合には、贈与税の他に、もらう側の人に不動産取得税も課されます。様々な控除や相続時精算課税などの制度もありますので、詳しくは税務署や道税事務所、税理士さんなどに確認するといいですよ。また、不動産の名義を変える登記には登録免許税がかかるのですが、その税率も異なります。相続だと不動産の価額の0.4%ですが、贈与だと2%です。この不動産の価額は固定資産税の納税通知書などで確認できます。



それでは、贈与ではなく相続させたい場合はどうすればよいでしょう。



わかりました。もう少し色々検討してみることになります。

イラスト：マルヤマクマ

～新制度施行から15年～ 成年後見制度の今とこれから

2000年4月、認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分な方を、後見人(成年後見人又は保佐人・補助人・任意後見人)が法律面や生活面で支援する制度として、禁治産制度から「成年後見制度」が新しくスタートしました。今年が15年という節目の年。司法書士で構成する公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部の支部長千貝愛さんに、この制度の今とこれからのお話をお聞きしました。

お話を
お聞きした
千貝愛
さん



新制度となった背景と理念

— そもそも、今の成年後見制度ができた背景は何だったのでしょうか。

千貝愛 支部長 (以下・千貝) 「以前は『禁治産・準禁治産制度』という、明治期の古い民法の時にできた制度で、判断能力の不十分な人の能力を一律に制限し、本人(制度を利用している人のこと)というよりも家の財産保護を重視したものでした。

1990年代から世界各国で、本人の権利保護のための制度に変えようという流れが起き、それを受けて、日本でも民法が改正され、2000年に現在の成年後見制度がスタートしました。」

— 以前と理念も大きく変わったんですね。

千貝 「新制度の理念は大きく3つあります。一つ目

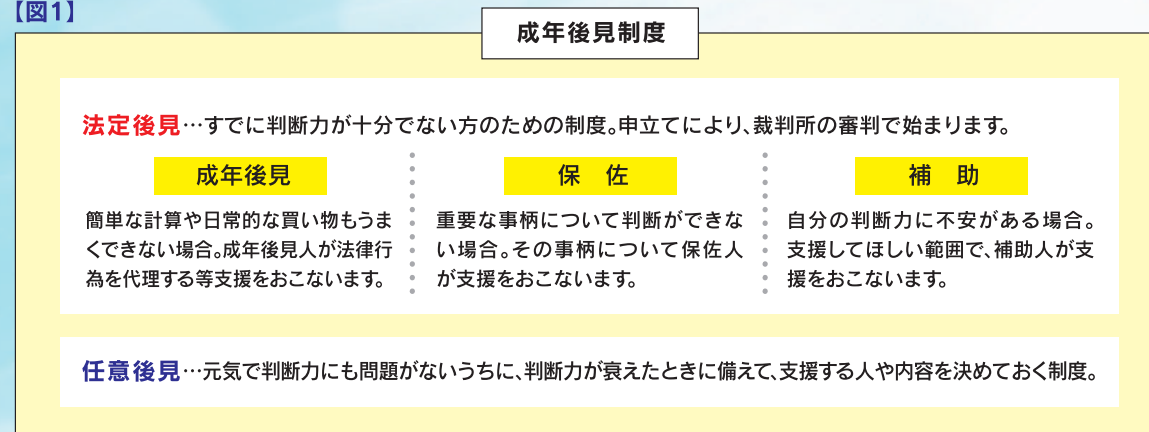
はノーマライゼーションといって、障がいがあってもなくても同じように生活していこう、という考え方です。

二つ目は、自己決定権、本人の意思の尊重。禁治産の時にはあまり尊重されていなかったものです。

三つ目は現有能力の尊重。今ある本人の能力を最大限活用しようというものです。

新制度がスタートした際、禁治産は『成年後見類型』、準禁治産は『保佐類型』に改められましたが、それら3つの理念を受けて、『補助類型』と『任意後見制度』が創設されました(図1)。補助類型は制度利用の申立てに本人の同意が必要で、一律に能力を制限することはありません。また、任意後見制度は元気な時に自分の意思で将来の任意後見人を決めておく制度です。」

【図1】

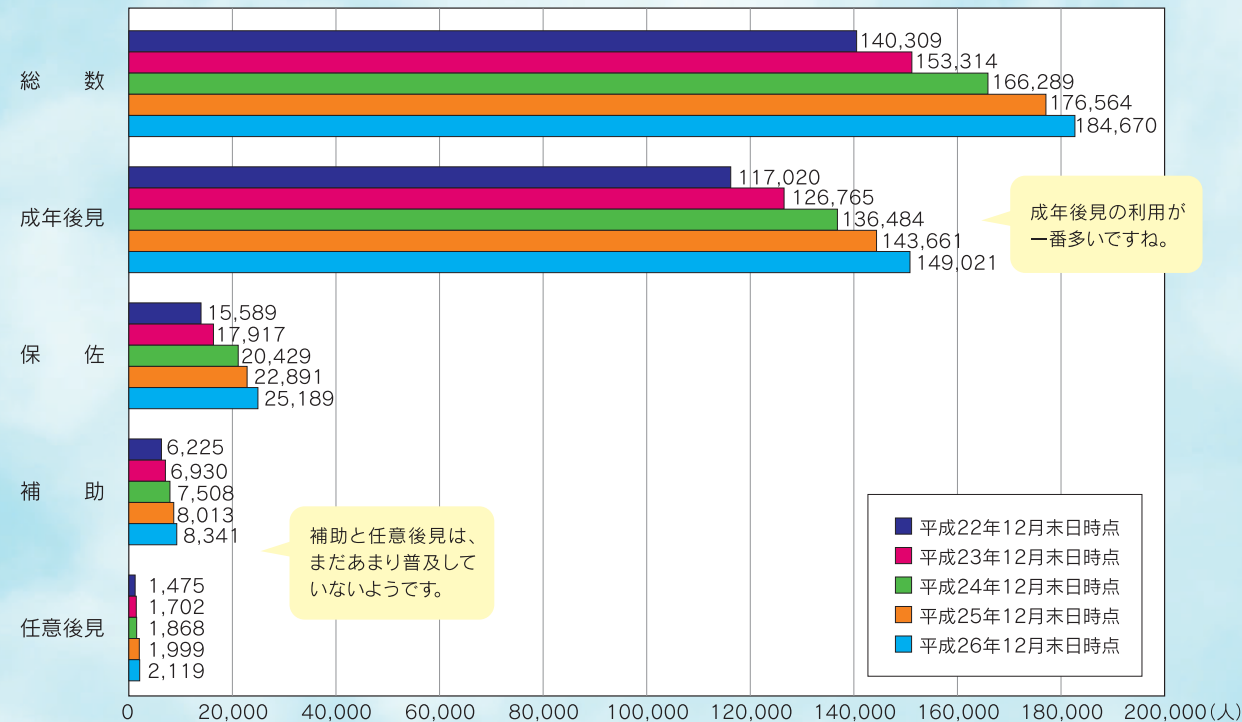


成年後見制度の現状

— 成年後見制度がスタートしてから15年経ちましたが、現状はどのようになっていますか？

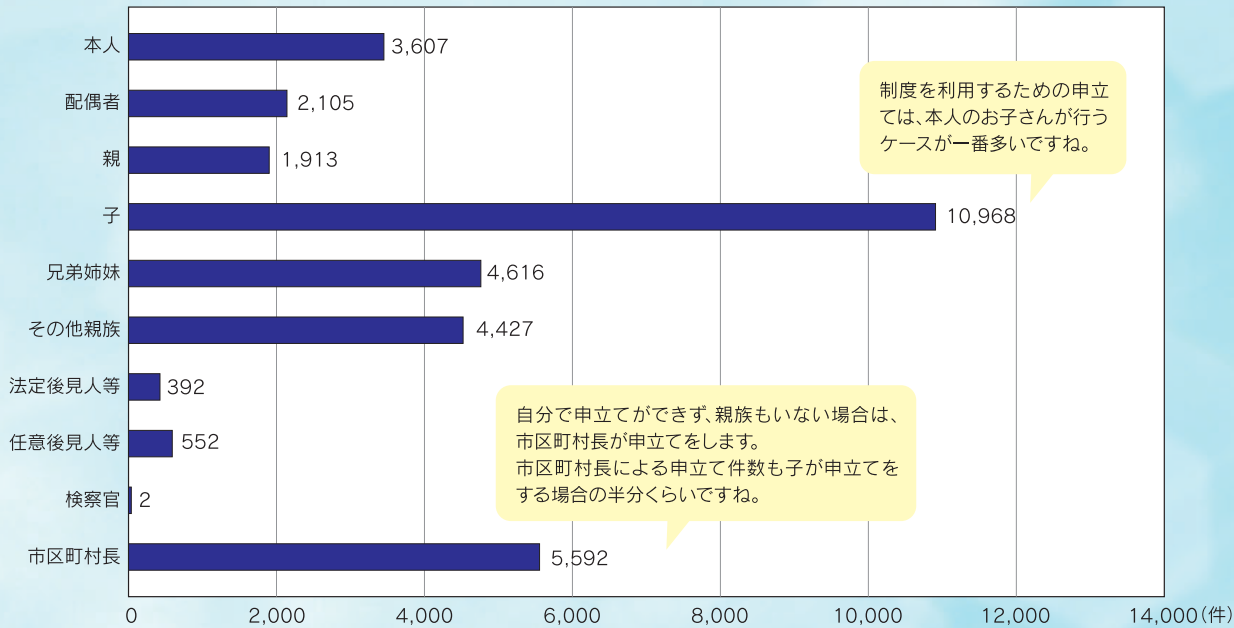
千貝 「図2を見ていただくと、制度の利用者は毎年増えています。成年後見類型・保佐類型・補助類型・任意後見の中で、8割以上が成年後見類型であることがわかります。特に補助類型、任意後見の利用が少ないですね。」

【図2 成年後見制度の利用者数の推移(最高裁判所事務総局家庭局発表を引用。以下同じ)】



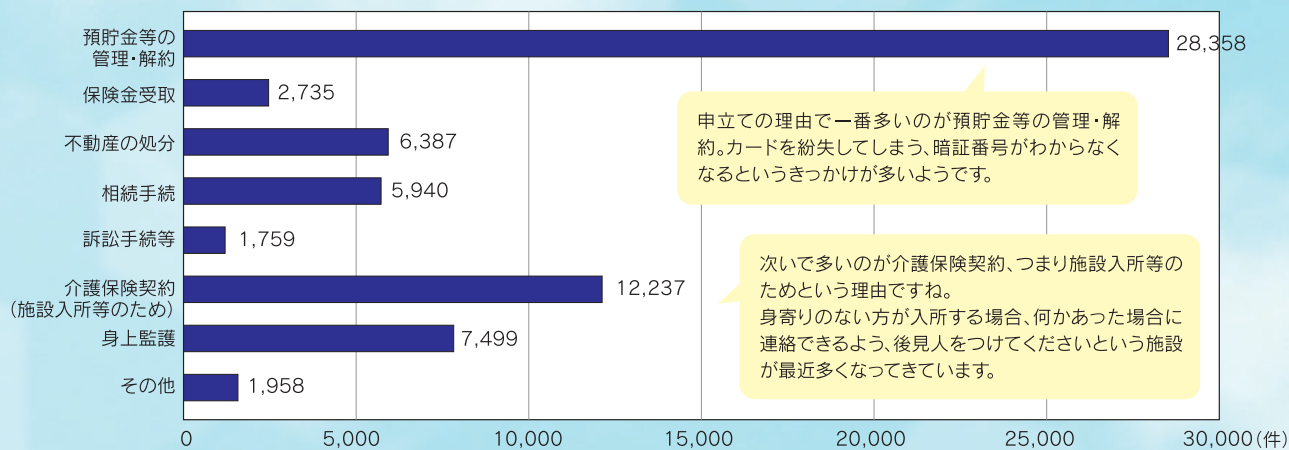
千貝「制度利用の審判の申立人は、図3より、本人の親族だけではなく、市区町村長になるケースも多いことがわかります。身寄りの無い人の利用が増えていることがうかがえます。」

【図3 申立人と本人との関係別件数(平成26年1月～12月)】



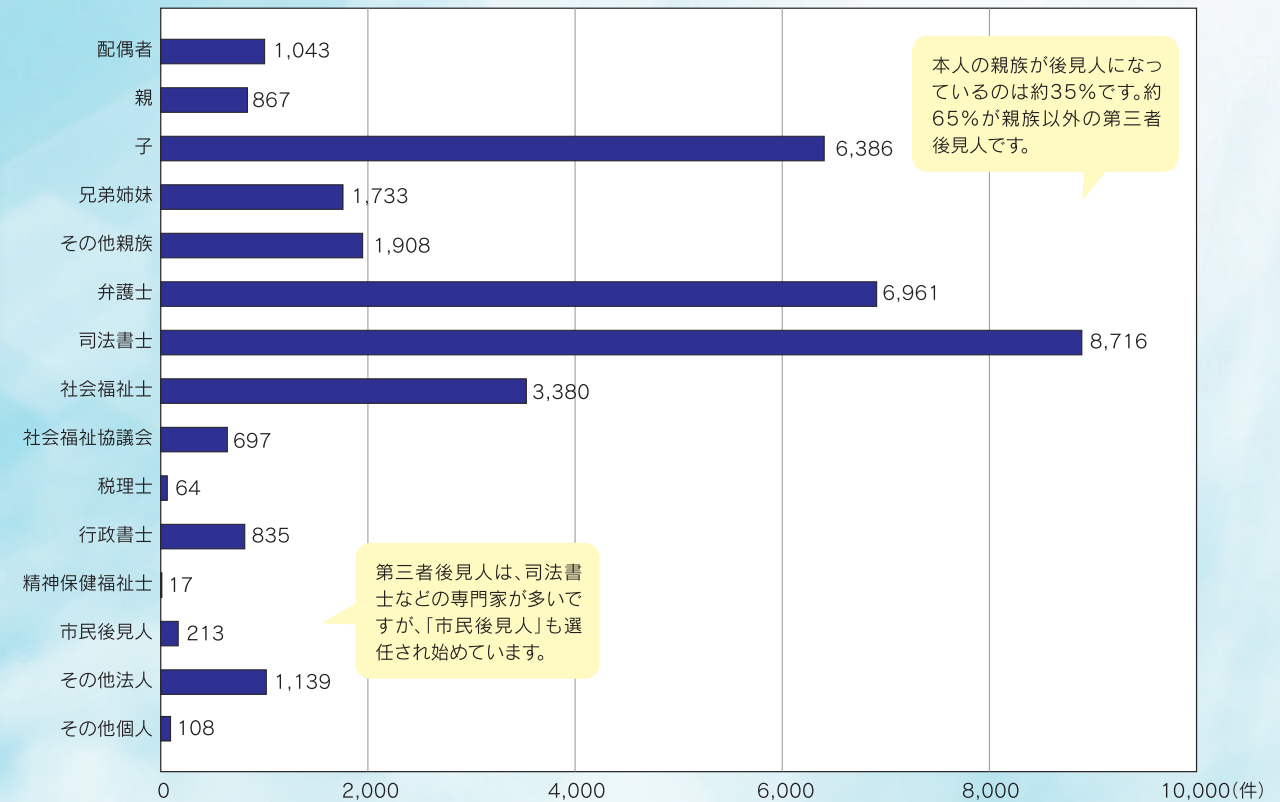
千貝「申立てすることになった理由・動機について、図4によると、『預貯金等の管理・解約』に次いで『介護保険契約(施設入所等のため)』が多くなっています。介護保険は成年後見と同じ2000年に始まり、本人がサービス事業者と『契約』することにより介護サービスを受けられることになりました。判断能力が不十分だとその契約ができませんから、契約をするために後見人をつけることがあります。」

【図4 主な申立ての動機別件数(平成26年1月～12月)】



千貝「本人とどういう関係の人が後見人になるのかについて、図5から、本人の親族になるケースは約35%であることがわかります。平成23年度までは5割以上が親族でしたが、その割合は年々低下しています。また、全国で地方自治体等によって市民後見人が養成され、選任されるケースも増えてきました。」

【図5 成年後見人等と本人との関係別件数(平成26年1月～12月)】



15年経って見える問題点

— 成年後見制度を利用すると、170を超える権利・資格制限があるとされています。

千貝「成年後見や(場合によっては)保佐が開始すると自動的に資格等が剥奪されてしまう場合があります。例えば国家公務員法第38条と地方公務員法第16条では、成年被後見人および被保佐人(どちらも制度を利用している本人のこ)は国家公務員・地方公務員に

なることができず、また既に公務員になっている人は成年後見又は保佐開始の審判が確定すると失職することになっています。同じような法律が様々な職種に対してもあり、現在も増え続けています。先ほどお話しした新しい制度の理念に反することであり、大変問題になっています。そんな中、成年被後見人の選挙権は回復しましたね。」

— 選挙権については、判断能力が不十分なのに成年後見人がいるのに、投票ができるの

かという疑問を持つ方もいるようです。

千貝「その方について成年後見人が必要かどうか判断するのは裁判所ですが、裁判所は医師の診断書や鑑定に基づいて、その人の財産管理能力の有無を中心にみています。財産管理ができないことをもって、他の権利も一律に制限するのはおかしいということで、成年被後見人は選挙権を失うとの規定は違憲との判決ができました。財産管理ができない＝他のこともできない、というわけではありません。」

— 後見人は医療行為の同意もできないと言われていますが？

千貝「医療行為の同意の問題自体は成年後見制度の問題点ではありません。患者が判断能力の不十分のために手術などの医療行為について同意することができない場合、病院は家族に対してその同意を求めますが、患者に身寄りがいないときには後見人に対して同意を求めることがあります。しかし、後見人は本人の医療行為に関して同意する権限がありませんので、同意はできません。では同意できる人がいない場合はどうするか、ということは明確にはなっていませんので、後見人や医療関係者が苦慮することがあります。外国では、裁判所が関与して医療行為を許可したり、法律によって本人に代わり同意できる人の順位を決めていたりする国もあります。日本でも様々な議論がありますが、判断能力が不十分になったことによって、必要な医療が受けられないようなことがないように、法整備が待たれるところです。」

障害者権利条約とリーガルサポートが考える後見人のあり方

— 日本では昨年、国連の障害者権利条約を批准しました。どんな条約なんですか？

千貝「簡単にいうと、障がい者の差別禁止や社会参加を促す条約です。」

現在、世界的に主流になっている『意思決定支援』という考え方がもともになっています。これは、障がいがあってもその人に関することはその人本人が決めることであり、後見人を含め周りにいる人達の役割は、本人の代わりに決定することではなく、本人が決定するための支援をすることである、という考え方です。

リーガルサポートもこの考えをもとに平成26年5月に『後見人の行動指針』を発表しました。これは後見人の心得のようなものですが、積極的に本人を知ることによって、本人の自己決定を支援し、本人の生活がよりよいものになるように配慮しましょう、というものです。※具体的には右ページURL参照

— 判断能力が不十分な人が、自分に不利な決定をしたらどうするのですか？

千貝「あまりにも不利な契約は後見人(任意後見人を除く)が取り消すことができます。しかし、多少マイナスなことがあっても、本人がどうしても希望するのであれば、その希望に添うのが後見人の役割だと思います。契約を取り消す場合も、本人に説明をして納得してもらうことが大切です。」

— 無駄遣いも権利だと聞いたことがあります。

千貝「愚行権という言葉があります。例えばギャンブルや他人には無駄遣いとしか思えない買い物であっても、その人にとっては楽しい生き甲斐だったりします。それで生活できなくなったら困りますけど、生活できる範囲ですのならいいの

ではないでしょうか。後見人には自分と異なった価値観を否定しない姿勢が求められます。」

— 後見人の仕事は奥が深いですね。千貝支部長、本日は貴重なお話をありがとうございました。

取材・記事：佐野綾子

『後見人の行動指針』の具体的な内容については、こちらのURLをご参照ください。

<http://www.legal-support.or.jp/data/20141213.pdf>

リーガルサポートさっぽろからのお知らせ

1 成年後見相談会in札幌駅前通地下広場

9月8日(火)・9日(水) 2日連続開催! (10:00~16:00)

予約不要!どなたでもお気軽にご相談ください。会員の司法書士が丁寧にご相談にのります。

2 無料電話相談 実施中!

月曜から金曜まで(祝祭日・年末年始・お盆期間を除く)の毎日12:00~15:00に、成年後見について会員の司法書士がご質問にお答えします。お気軽にお電話ください。

相談専用電話番号(011)280-7077

3 「リーガルいち座」劇団派遣します!

遺言と成年後見について、演劇と解説を行います。公演依頼絶賛受付中です。

4 リーガルサポートのキャラクターができました!

リーガルサポートさっぽろのNEWキャラクターとして、「ホースケ」と「あいこん」が決定しました。名前は今年5月までリーガルサポートの事務を担当してくれていた職員さんと、6月から担当してくれている職員さんの二人につけてもらいました。今後の活躍に乞うご期待!



詳しくはお電話(011-280-7078)でお問合せ頂くか、リーガルサポートさっぽろホームページ(<http://www.ls-sapporo.jp>)でご確認ください。

「札幌司法書士会」と「日本政策金融公庫札幌支店」が中小企業等の支援で連携

札幌司法書士会(当会)は、株式会社日本政策金融公庫 札幌支店(日本公庫札幌支店)との間で、平成27年7月16日に「中小企業等支援に関する覚書」を締結いたしました。

士業団体が他の団体との連携に関する覚書を締結するのは、北海道では初めてとなります。「市民に身近なくらしの法律家」として商業・法人登記や企業法務に取り組み、中小企業をはじめとする法人等の法律面でサポートを行ってきた当会と、主に金融・財政の側面から中小企業の支援を行ってきた日本公庫が連携し、法務、金融・財務の面から多角的、総合的な解決方法の提案が可能となります。

具体的には女性向けの支援について、法律面からは当会が「なのはな相談センター」を運営し、財政面からは日本公庫札幌支店が女性企業家向けの財政面でのサポートを行なっています。

また、空家問題(倒壊等の危険性や衛生上の問題等)については、自治体・民間団体が協調して取り組む必要があり、当会と日本公庫札幌支店が連携して対応すべき課題として考えております。

今後は中小企業等向けの相談会やセミナーの開催など共同して行う予定です。本誌においても引き続き情報を発信していきます。



覚書締結の様子
 (左:札幌司法書士会 会長 猿田史典
 右:株式会社 日本政策金融公庫 札幌支店 札幌支店長 杉山千洋氏)

取材・記事:小原有津子 写真:松浦誠



イランカラプテ! コロポです

札幌司法書士会はイランカラプテのサポーターです



「イランカラプテ」という言葉をご存じですか?

これはアイヌの人々のあいさつで、「こんにちは」という意味のようですが、どちらかというと親しい人に使うというよりは、「ようこそ」というおもてなしの意味が込められているようです。また、この言葉の意味合いのなかには「貴方の心にそっと触れさせていただきます。」というようなメッセージも込められているとのこと。

北海道ではこの言葉「イランカラプテ」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させるキャン

ペーンを展開しており、このキャンペーンの推進協議会の中には、内閣官房、国交省北海道局、道内各自治体、北海道大学等様々な機関や団体が参加しています。

みなさんも北海道へ来られた方とお会いするときは、まずこの言葉「イランカラプテ」と言って下さい。そうすると必ず相手は、それどういう意味?と聞いてくるはず。それがお二人の思い出の物語の始まりになるかも知れませんよ。

記事:岩井英典

8月3日は
司法書士の日



8月3日「司法書士の日」記念企画 ～家を売る時・買う時の手続きと司法書士の仕事を体験しよう～

毎年、様々な企画を行っている「司法書士の日」。今年は小学校6年生13名の皆さまに、売主、買主、司法書士になりきって、不動産売買の流れを体験してもらいました。

- 1 売主と買主、売買に必要な書類を準備中
- 2 区役所で住民票や印鑑証明書を取得
- 3 いざ売買。司法書士が、売主と買主の書類がそろっているか、売主が売買代金を受け取ったかなどを確認し、名義変更のための登記申請書を作成
- 4 法務局で緊張の登記申請…不備があったら補正も!?
- 5 買主名義の登記識別情報(権利証)などを受け取って、無事登記完了。お疲れさまでした!



取材・記事:國分三恵子

道庁 地下探検

道庁内の地下通路は本庁舎を中心にして赤れんが庁舎、議会庁舎、別館庁舎、かでの2・7の4箇所の庁舎を結ぶ地下通路があります。

一般の人が通行できる地下通路は別館庁舎、かでの2・7への地下通路となります。

それではコロポくんを探検に行ってもらいましょう。

コロポくん、地下通路には食堂や銀行のATMがあるので、途中で遭難しても大丈夫だからね。

取材・記事:中西晃弘



コロポックル

バックナンバー紹介

札幌司法書士会マガジン「コロポックル」もめでたく10号目。これまでのコロポックルの内容を、創刊当時から
の好評連載、双子の司法書士・法子と司のお話のあらすじとともに、少しだけですがご紹介します。

なお、全てのバックナンバーが札幌司法書士会ホームページで公開中です。

vol.1

2011年
夏号



在庫僅少

「コロポくん」が生まれた1号目。特集の罹災都市借地借家臨時処理法は現在廃止され、時代に合う新たな特別措置法が制定された。他、ADRセンターの紹介など。

☆法子と司のお話① 亡くなった法子の友人・海里が、妻の夏子と娘の渚が心配で姿を現す。ところが、渚は夏子の連れ子で、海里とは養子縁組をしていなかった。相続が予想外の方向に!

vol.2

2011-2012年
新年号



在庫なし

多くのメディアで取り上げられた「なのはな相談センター」の開設、民法改正・連帯保証人制度や成年後見制度利用者の選挙権喪失の考察、炊出し・法律相談会取材など。

☆法子と司のお話② 借金癖のある渚の実父・柗介とその父・聖一が、約1年前に同時に亡くなっていたことが発覚。このままでは渚が借金を相続?聖一の遺産の行方は?解決策と注意点を紐解く。

vol.3

2012年
初夏号



北方領土の登記はなぜできない?司法書士ならではの観点で領土問題を考える記事を2号連続特集。他、相続・遺言教室の取材、法律クロスワードパズルなど。

☆法子と司のお話③ 聖一の遺産を調べたところ、家の名義が共有になっているなど、権利関係が複雑そうなのがわかる。また、先に亡くなった聖一の妻・鈴子の遺言書を発見、調査は続く。

vol.4

2012年
冬号



学生による1日司法書士体験、夕張相談センター開設、第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流会in北海道や北海道自殺対策フォーラムの取材など。

☆法子と司のお話④ 法子と司らは鈴子の思いを公正証書遺言で受け取り、遺言を実現させようと、遺産を調査し、新たに現れた鈴子の相続人を探す。

vol.5

2013年
春号



在庫僅少

札幌司法書士会会長と夕張市長・鈴木直道氏の対談が実現。他、Vol.2で取り上げた成年後見制度利用者の選挙権喪失に対する東京地裁違憲判決など。

☆法子と司のお話⑤ 無事会えた鈴子の相続人が伝える、渚の父・柗介の知られざる借金の原因とは。母の気持ち、子の気持ちは伝わるのか。激動の第1部、大団円。

vol.7

2014年
春・夏号



国が設立した法的トラブル解決の総合案内所「法テラス」を大特集。他、法律と縁が深い札幌市資料館の中の見学、「私の相続分はいくら?」クイズ、手話教室応用編など。

☆法子と司のお話⑦ 裁判費用を心配する楓。相談すれば適切な専門家についでくれ、収入・資産等の要件を満たせば費用の一部を立替払いしてくれる法テラスとは?

vol.9

2015年
春号



日本女性会議2014札幌やKid'sお仕事チャレンジフェスタの取材、札幌市と法律専門職の団体が締結した災害時の協定、被後見人の選挙権行使のアンケート結果など。

☆法子と司のお話⑨ 後ろを見る、と書いて後見。後見制度の申立て手続きの説明を聞いた楓が、祖父のためにした決心とその思いとは。第2部、感動の結末。

vol.6

2013年
冬号



リニューアル
しました!

選挙権回復後も多くの権利制限が残る成年後見制度利用者の問題、公正証書遺言HOW MUCH?、「がん」のよろず相談窓口CAN netの取り組みなど。

☆法子と司のお話⑥ 法子と司の幼馴染・楓が、祖父の不動産が知らないうちに借金の担保になっていると相談に来る。解決策と今後の防御策、そして本人確認・意思確認の大切さを説く。

vol.8

2014年
秋・冬号



札幌司法書士会会長と札幌市長・上田文雄氏(当時)が、男女がともに輝く社会の実現をテーマに対談。他、大盛況だった紙芝居で学ぶ親子法律教室の取材など。

☆法子と司のお話⑧ 祖父は呼びかけてもよくわからず、意思表示は難しいと打ち明ける楓。祖父の今後の生活のためにできること。法子と司は後見制度の利用を提案する。

コロポックルは官公庁や金融機関などに設置しているほか、在庫のある号はどなたでもお取り寄せ可能です。これからも司法書士と市民の皆さまとの懸け橋として、法律問題や現場取材など、ちょっとした息抜きを交えながら、暮らしに「ほっ」をお届けします。



コロポックル読者アンケート



この度はコロポックルを手にとってくださり、ありがとうございます。今号でめでたく10号目。ぜひご感想をいただきたく、読者アンケートを実施します。

回答者から抽選で合計11名様にプレゼントが当たります。多くのご回答をお待ちしております。

ご協力いただいた方に
プレゼント!

北海道のおいしい
お米のつめ合わせ
10kg分 1名様



さらに抽選で10名様に
コロポくん
オリジナル3色ボールペン



キリトリ

コロポックルアンケート

1 コロポックルVol.10について、いずれかにチェック☑をお願いします。

- ①全体的に
面白かった 普通 つまらなかった
- ②内容の難易度
易しかった 普通 難しかった
- ③司法書士について
よくわかる内容だった 読んででもよくわからなかった

2 コロポックルVol.10をどこで入手しましたか?

3 コロポックルVol.1~10で、面白かった記事、つまらなかった記事は?

面白かった記事…
つまらなかった記事…

4 今後のコロポックルで取り上げてほしいこと、その他感想や要望、司法書士に聞いてみたいことなど、自由にお書きください。

フリガナ
5 氏名

住所 〒

電話番号

ご職業

ご協力ありがとうございました!

ご回答の方法

●点線部分のアンケートを切り取り、ハガキに貼ってお送りください。

送付先
 〒060-0042
 札幌市中央区大通西13丁目4番地
 中菱ビル6階 札幌司法書士会
 「コロポックル 読者アンケート係」

※点線部分のアンケートは送付以外にFAX送信(011-261-0115)または、Eメール(sapporo@sihosyosi.or.jp)でもお送りいただけます。

●回答締切

平成27年12月31日(郵送の場合、消印有効)

●当選者の発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

●お寄せいただいた個人情報(氏名・住所・電話番号・職業)は、プレゼントの抽選・発送以外には使用しません。個人情報以外の部分は、次号以降で取り上げさせていただきます場合があります。

お知らせ

札幌市に「コロポくん」市電が出現!? 「路面電車車内ジャック広告」を実施しました

ちょうど新生活が始まる時期の、平成27年3月30日(月)~4月12日(日)の2週間、車内が札幌司法書士会とコロポくんのPRでいっぱいな路面電車が、札幌市内を1日に約8往復しておりました。

賃貸住宅から引っ越す際にありがちなトラブルと、庭からはみ出した木のトラブルについての法律クイズも行い、正解者の中から抽選でコロポくんグッズをお送りしました。

クイズにご応募頂いた皆さま、縁あって乗り合わせた皆さま、ありがとうございました。

クイズの内容や回答が気になる方は、札幌司法書士会ホームページをチェック!



覚えてすぐ使える!!

ワンポイント手話教室

『おいしい』

手と同じ側の
ほおを
手の平で
軽くたたく。



マルヤマクマさん 展示会情報!!

本誌にいつも登場するイラストを描いてくださっているマルヤマクマさんがイベントを合同で開催します!



彩 ~irodori~ bisen OBの彩展vol.10

入場無料

日時 10月8日~13日 10時~19時(最終日のみ17時まで)
 場所 アート・スペース201
 北海道札幌市中央区南2条西1丁目7-8

ご意見・ご感想と協力施設・店舗を募集しています

札幌司法書士会広報誌「コロポックル」のご意見・ご感想を下記までお寄せください。よりよい「コロポックル」作成への参考とさせていただきます。また、コロポックルの配布(設置)協力施設・店舗を募集しています。ご協力頂ける方は、下記までぜひご連絡ください。

郵便 〒060-0042

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
 「札幌司法書士会 コロポックル係」宛

TEL 011-281-3505

FAX 011-261-0115

H P <http://www.sihosyosi.or.jp>

コロポックルの
バックナンバーも
公開中です!!

編集 後記

NHK連続テレビ小説「まれ」を何気なく見ていると、「職業は司法書士」という登場人物が!柳楽優弥さんが演じる池畑大輔という役の方です。ドラマに出てくるなんて珍しい…と私まで思ってしまうくらい、司法書士はまだ知名度が高くないのが実情です。

日本司法書士会連合会HPによると、司法書士を英語で言うと「Solicitor」。これから色んな方にもっと司法書士を知ってもらえるよう、心をこめて「コロポックル」を制作していきたいと、10号目を迎えて改めて思うのでした。 國分三恵子

相談
無料

札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件で依頼者の代理人として相手方との交渉や裁判、調停を行います。また、すべての司法書士は金額に関係なく、訴状など裁判所に提出する書類を作成し、裁判手続をバックアップします。

申込方法: 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035**

受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

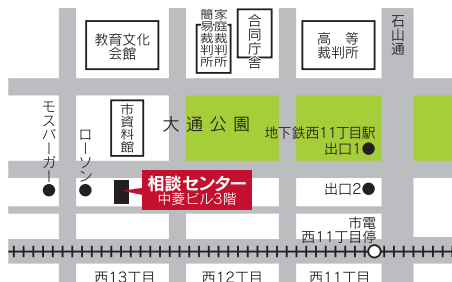
住所: 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員: 認定司法書士

下記地区においても相談を受けています。_____

■ 滝川地区 / 0125-23-7737 ■ 苫小牧地区 / 0144-33-8885

■ 小樽・余市地区 / 0134-62-6734 ■ 岩見沢地区 / 0126-20-2575

■ 室蘭地区 / 0143-46-8585 ■ 夕張地区 / 0123-56-5666



札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続きです。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

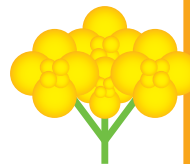
電話相談 **011-522-5625**

電話相談受付時間/月・水・金 ▶ 12:00~15:00 火・木 ▶ 16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

面談日時/木曜日 ▶ 17:00~/18:00~/19:00~ ※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

困りごと“ほっと”ライン

〈電話相談センター〉

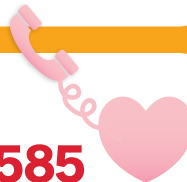
司法書士が身の回りのトラブル、賃貸借契約、相続登記、債務整理などの様々な法律相談および手続きに関するご相談を、お電話でお受けします。

電話相談ダイヤル

011-211-1585

受付時間/月~金 ▶ 13:00~16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索